

# 二十一世紀のグローバル経済社会における公認会計士のはたすべき役割

山 田 善 紀  
大 塚 晴 之

## はじめに

環境を軽視した大量生産・大量消費型の経済システムでは、持続可能な成長が不可能であるとの認識が急速に高まってきている。二十一世紀において、持続可能な経済システムを構築するためには、開発と保全をバランスよく調和させ、地球環境の維持をはかることが不可欠である。このため、国及び地方公共団体等のパブリックセクター、企業、個人等の経済主体が、さまざまな取り組みをはじめ<sup>(1)</sup>新しい経済社会を確立するための重要なキーは、ディスクロージャー制度である。しかし、従来のディスクロージャー制度は、環境等に関する情報提供がほとんどなく、もっぱら利益中心の情報開示という経済の外部性を無視したものであり、現在の経済社会に適合しないものとなっている。二十一世紀のグローバル経済社会の社会的厚生を最大化するためには、新しい情報開示及び保証業務が必要不可欠である。そこで、本稿では、新しいディスクロージャー制度のあり方を提示し、その構築のために公認会計士のはたすべき役割を探求する。

---

(1) 消費者のリサイクル活動、企業のグリーン調達や環境報告書の作成、エコファン  
ド、環境税制等が挙げられる。

二十一世紀のグローバル経済社会における……（山田善紀・大塚晴之）

まず第1章で、ディスクロージャー制度と資本市場との関係を検討し、持続可能な経済システムにおけるディスクロージャー制度の方向性を明らかにし、第2章で、拡大すべき新しい情報開示及び保証業務の内容について、開示主体、説明責任の客体、時期等の観点から分析する。そのうえで、第3章で、公認会計士が、ディスクロージャーの拡大、既存のディスクロージャー制度の改善、新しいディスクロージャー制度の構築とグローバル経済社会での定着、コーポレートガバナンス等に対して、はたすべき役割を明らかにする。

## 第1章 持続可能なグローバル経済社会とディスクロージャー

### 第1節 資本市場とディスクロージャーとの関係の検討

従来型の経済システム（資本市場）は、「完全競争市場が最適資源配分を達成すること」を暗黙の前提としていたため、各経済主体は、社会的厚生を最大化する観点からも、自己の利益の追求だけを考えて行動すればよいと考えられてきた。この結果、従来のディスクロージャー制度は、経済の外部性を無視し、企業利益（収益性やリスク等）に関する情報を中心とするものであった。

しかし、経済の外部性が重要であるとの認識が高まるにつれて、各経済主体が、自己の利益だけを考え行動したのでは、社会的厚生が最大化されないことが明らかになってきている。すなわち、大気汚染、水質汚濁、地球の温暖化等、経済の外部性により、市場の失敗が起こっているためである。

社会的厚生を最大化させるためには、消費者が消費行動を変化させ、投資者が投資行動を変化させる必要がある。需要の側面では、消費者が消費行動を決定する場合には、社会環境を重要な要因として行動することが必要に

---

(2) 完全競争市場とは、財の同質性、多数の需要者と供給者、情報の完全性、参入退出の自由の条件を満たす市場である。独占・寡占、公共財、外部性、情報の非対称性などの市場の失敗が存在しないことを前提としている。

なっている。例えば、社会的厚生を最大化させるために、消費者は、同じ品質の環境にやさしい財と、そうでない財とが存在した場合、地球環境への負荷を軽減することを考慮して、自らの消費行動を決定することが必要となっているのである。供給の側面では、企業が生産行動を決定する場合には、社会環境を重要な要因として行動することが必要になっている。例えば、環境への負荷を軽減するため、資材の調達に際して ISO 14001 の認証を取得していたり、環境マネジメントシステム (EMS) の構築を推進している企業と優先的に取引するグリーン購入等を積極的に行っていく必要がある。

実際、ヨーロッパでは、ISO 9000 シリーズ、ISO 14001 の取得が、取引条件の一つとして認識され、環境への負荷を軽減することに前向きではない企業が市場に参加できなくなっている。このように、ISO 14001 の取得や、さらに進めば環境保全コスト、環境保全効果等について環境報告書を作成し開示しなければ、取引に参加出来ないような企業間関係を作り上げることに、企業に、環境対策を、取引コストとして認識させることが重要である。企業はステークホルダーに対して環境情報の開示を行い、ステークホルダーは企業から報告される環境情報を意思決定の判断基準の一つとして利用していく必要がある。

従来、「企業価値」は、将来キャッシュフローの割引現在価値で測定されると考えられてきた。しかし、「新たな企業価値」が、将来キャッシュフローの割引現在価値だけでなく、企業の環境問題への取り組みや社会貢献などの corporate citizenship を総合的に評価して決定されるように、社会の風土が変わっていく必要がある。すなわち、企業の環境問題への取り組みや社会に対する貢献度が高い企業が excellent company として評価され、同時に同社の製品が社会から高い評価を受け、より多く需要され、エコファンド等から資金提供を受けることができるような社会的風土を育てていくことが必要なのである。

二十一世紀のグローバル経済社会における……（山田善紀・大塚晴之）

このような新しい経済システムにおいては、それぞれの経済主体が意思決定を行なうためには、利益・環境・社会への貢献等の多元的な情報<sup>(3)</sup>が必要になってくる。そして、今日の情報通信技術の革新は、このような多元的な情報開示を可能とするものである。

当然に、環境問題は、日本国だけのドメスティックな問題ではなく、まさにグローバル経済全体が正面から向き合わなければならない問題であり、かつ、世界規模で取り組んでいかなければ、持続可能なグローバル経済社会の構築は不可能である。

これに対し、投資家の意思決定に必要な情報が多様化しているために、ディスクロージャーの拡大が求められていると説明する見解がある。この見解によると、財務情報のみでなく非財務的な情報を含めた将来収益に影響を与える多元的な情報ニーズに対応する形で、ディスクロージャーの拡大が必要となる。例えば、環境情報は将来収益に影響を与えるという意味で、株価を形成する重要な情報になってきている。

この見解を採用したとしても、企業に環境コストを認識させ企業行動を変化させるようなレギュレーションが必要になってくる。すなわち、経済の外部性を内性化する税制や法規制の導入である。このようなレギュレーションは、企業のコストに直接影響を及ぼすことになるので、企業は環境コストを認識し、費用関数を変化させることが可能である。このような意味で環境が企業の収益力、コスト負担に大きな影響を及ぼすため、環境情報が投資者の意思決定に有用な情報となる。しかし、企業が、法規制を遵守するのは、最低限達成しなければならないラインをクリアしたに過ぎず、法規制以上の環境保全活動を行なうことを保障しない。なぜなら、市場が環境活動に積極的な企業を評価しなければ、環境活動は企業の単なるコストの増加になり、

---

(3) International Herald Tribune Monday, [1998.11.16] page 15

競争に負けてしまう可能性があるからである。その結果、企業は、コスト削減に結びつかず企業利益につながらない法規制以上の環境活動を行うことができなくなり、社会的厚生を最大化が不可能となる。

## 第2節 経済システムとディスクロージャーに関するモデル分析

第一節において強調された論点は次のようにまとめることができる。

まず、従来型のシステムの把握としては、環境情報が不足しており、外部性が考慮されないで株価決定は非効率的であると考えられる。仮に、投資情報としての環境情報の充実がはかられば、効率的市場仮説に基づく株価形成がなされるであろう。しかし、社会的厚生を最大化という観点からすると、投資家への情報提供を考慮するだけでは十分ではない。環境情報を含む多様な情報を政府・家計・企業といった全ての経済主体に発信することが必要である。こうすることによって、企業、家計、政府の行動が変化全て変化して、社会的厚生が改善される。

以上の内容を、家計、企業及び社会的厚生を観点から経済学的に検討してみよう。

### 1 企業行動

ディスクロージャーを拡大を行う前には、外部性の存在が情報に完全に織り込まれることが不可能であり、限定的投資情報に関する効率的市場仮説が成立することになる。今企業1と企業2の2企業が存在するものとしよう。企業1は財1を生産し、生産量を  $X_1$ 、生産要素投入量を  $Y_1$  とする。また、企業2は財2を生産し、生産量を  $X_2$ 、生産要素投入量  $Y_2$  とする。社会における生産要素存在量を  $Y$  とすれば、

$$Y = Y_1 + Y_2$$

である。また、企業1及び2の生産関数をそれぞれ、

$$X_1 = f(Y_1)$$

二十一世紀のグローバル経済社会における……（山田善紀・大塚晴之）

$$X_2 = g(Y_2)$$

とする。この生産関数は外部不経済の影響を含むものである。財  $i$  の価格を  $P_i$  とすると、企業の総収入  $R$  は、

$$P_1 \cdot X_1 + P_2 \cdot X_2$$

となる。このとき企業 1 の利潤最大化は次の問題の解として得られる。

$$\text{MAX} \quad R = P_1 \cdot X_1 + P_2 \cdot X_2$$

$$\text{S. T.} \quad Y = Y_1 + Y_2$$

$$X_1 = f(Y_1)$$

$$X_2 = g(Y_2)$$

この結果、利潤最大生産量の決定され、この企業行動に関する情報を正確に保有している投資家は、これに基づいて企業価値を評価する。これによる株価決定が、いわゆる効率的市場仮説に基づく株価形成である。企業のパフォーマンスが悪化すれば株価が低下し、敵対的企業買収が発生して企業経営者の交替がおこるが、このような資本市場の機能が企業経営者の利潤追求インセンティブを生みだし、企業経営者と株主の利益を一致させる。いわゆるアングロサクソン型の市場によるコーポレート・ガバナンスが実現するのである。

さて、ここでディスクロージャーが拡大され、各経済主体に環境情報を含む多様な情報が提供された場合、企業行動はいかなる変更を受けるであろうか。

先ほどの企業に関する前提を次のように変更する。企業 1 は環境に考慮しない企業であり、企業 2 は環境に考慮する企業である。環境に考慮しない場合、企業取引には様々な追加的コストが発生するものと考えられる。この点は、企業が ISO の認証をなせ得ようとするかということを考えれば明らかであるが、企業に対する信頼性が失われると、経済取引は困難になる。ここから発生するコストを取引コストに含めれば、第 1 財の取引コストが上昇し、

第2財の取引コストは削減されることになる。同じことであるが、第1財に関する生産関数が下方にシフトし、第2財に関する生産関数は上方にシフトする。この結果生産可能性曲線の形状が変化する(グラフ1)。最適生産点に変化( $e_1 \rightarrow e_2$ )し、第1財生産量は減少し、第2財生産量は増加することになる。同時に第1財価格は低下次第に財価格は上昇する。

## 2 家計行動

家計の効用を  $U$  として、効用関数を

$$U = U(X_1, X_2)$$

とする。多面的な情報開示が行われるときには、消費者の限界代替率変化する。先の企業の信頼性に対応して、相対的に第2財が望ましく感じられるので、 $\partial U / \partial X_1$  に比べ  $\partial U / \partial X_2$  が相対的に上昇する結果限界代替率は低下することになるのである。

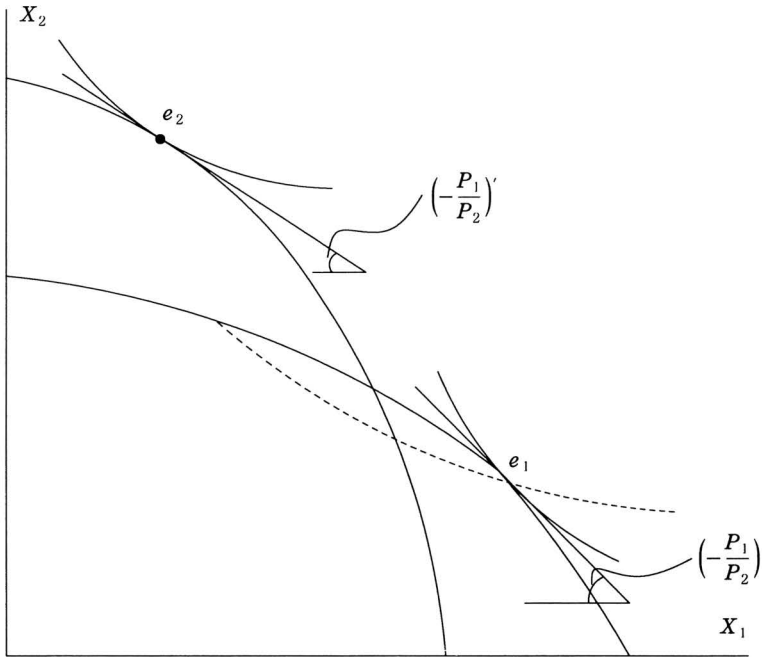
## 3 社会的厚生と公認会計士の役割

以上のように、多面的情報開示後には、均衡においては環境に考慮する財が相対的に多く生産され、消費されるが、このときには  $e_1$  より  $e_2$  の方が上方の無差別曲線に対応している。すなわち社会的厚生は増大していると見ることができる。

ところで、ディスクロージャー拡大前に比べて、2財利潤の相対的上昇と1財利潤の相対的下落が起こっているが、このことは、2財株価の相対的上昇と1財株価の相対的下落をひきおこす。この結果、資本市場による企業規律が実現することになり、企業1の行動は変化を余儀なくされる。すなわち、取引コスト削減のため、企業1も環境に考慮した財の提供者となるのである。つまり、環境情報を含む多面的情報提供を実現することにより、動学的に社会的厚生が改善するメカニズムが機能するのである。

以上の観点から、公認会計士の社会的責任の重要性が再確認される。

均衡変化と経済厚生



グラフ 1

## 第 2 章 グローバル経済社会におけるディスクロージャー拡大の方向性とその内容

### 第 1 節 ディスクロージャーの拡大とアカウントビリティー（ディスクロージャー拡大の必要性）

開示の必要性を判断する際に重要になってくるのが、アカウントビリティーである。アカウントビリティーとは、説明責任と翻訳するのが一般的になってきている。日本国憲法の一つの柱である国民主権を実質的に実現させるためには、国民の代表である政府、国、地方公共団体が、国民に対してアカウントビリティー（説明責任）をはたす必要がある。企業は、会社の実質的所



有者である株主や、会社に資金を提供している債権者に対して、アカウントビリティー（説明責任）をはたす必要があり、さらに、従業員や地域住民に対してアカウントビリティー（説明責任）を負うと説明される。大量生産・大量消費型の既存の経済システムにおいては、利益情報を中心とした情報開示を行うことで、企業のアカウンタビリティー（説明責任）が遂行されていると考えられてきたが、新しいグローバル経済システムにおいては、利益情報だけでなくさまざまな情報開示が行なわれる必要がある。

アカウントビリティー（説明責任）が十分にはたされることは、各経済主体が自己責任のもとで意思決定を適切に行なうために必要不可欠であり、時代や環境に適合し、質的にも量的にも十分な情報をフェアでかつ正確に開示することを求めるフェアなルール、すなわち充実したディスクロージャー制度の構築が重要となる。

## 第2節 ディスクロージャー拡大の方向性についての分析

ディスクロージャーの拡大・拡充について、①開示主体（誰が）、②質的（何を）、③説明責任の客体（何のために）、④時期的（いつ）、⑤開示方法（どのように）の観点で分析し、最近の実務的動向を検討する。

### [1] 開示主体の拡大

開示主体の拡大とは、アカウントビリティー（説明責任）をはたす主体の拡大であり、具体的には、個人、企業、地方公共団体及び国（政府）等である。開示主体の拡大の事例として、日本ではほとんど情報開示されなかったパブリックセクター（国、地方公共団体、政府等）、政治団体等の部分的情報開示及び部分的監査が挙げられる。税金を支出して運営している組織やパブリックセクターの事業を受注して行動する組織等を含むあらゆるパブリックセクターは、特段の事情がない限り、国民に対して一定水準以上の情報開示を行う必要がある。

## 〔2〕 質的な拡大

説明責任の内容について、①政治的、②財務的、③法律的、④管理的、⑤環境的に分類してみると、企業に関していえば、既存のディスクロージャー制度は、財務的な観点を中心に説明責任を遂行してきたといえる。今後は、法律的、管理的、環境的な観点での説明責任の遂行へと拡大していくことが予想される。例えば、システム監査、環境会計等、新しい情報提供が求められてきていることなどが挙げられる。また、管理的観点で最近注目されているのが、コーポレートガバナンスに関するディスクロージャー制度の役割である。法律的な観点では、企業のコンプライアンス（法令遵守）に対する取り組みを明らかにするため、企業の不正調査・防止活動についても、情報開示されていく可能性もある。

また、パブリックセクターに関していえば、今までいずれの観点でも十分説明責任がはたされてきたとはいえないであろう。最近、東京都と旧大蔵省が公開した貸借対照表が話題になったが、これは財務的な観点の説明の一部でしかなく、複式簿記による企業のディスクロージャーと同等程度の開示が行われることにより、はじめて財務的な観点の説明責任がはたされるといえるだろう。

## 〔3〕 説明責任の客体（説明を受ける権利者）の拡大

説明責任の客体（説明を受ける権利者）の拡大及び環境変化により利害関係者が意思決定のために求める情報ニーズの変化による情報開示の充実・開示である。例えば、消費者が、環境を大切にする企業の製品を購入するためには、企業は、消費者に対して、環境への取り組みについて情報開示を行うことが必要となってくるのである。また、国が、公共事業を行う場合にはその支出が効率的に行われているかどうかを説明するために、原価計算が適正に実施されているか等について、第三者の監査を受けた上で、国民に対して公表する必要がある。

[4] 時期的な情報開示の充実・拡大

時期的な情報開示の充実・拡大については、従来は結果報告の段階での情報が重視される開示であったが、これに加えて、計画 (Plan) 段階、実施 (Do) 段階の情報開示も重要となってきた。例えば、企業情報については、投資者が、将来キャッシュフローの予測をするためには、結果報告のみでなく、経営計画、事業の目標、経営戦略等の計画段階における情報が重要になってきている。また、パブリックセクターについては、公共事業を行う場合には、原価計算等を含めた計画の詳細内容をまず国民に公表するとともに、実施段階では、計画通り行なわれているかについて進捗状況に関する情報を、国民に対して公表することが必要である。

[5] 開示方法の充実拡大

開示方法の充実に関しては、従来のディスクロージャーは紙媒体に限られており、見ることができる場所、時間が限られたが、インターネット等を通じたデータベースにアクセスする方法を採用することにより、開示コストが大幅に削減できるうえ、より多くの情報を、より多くの人々に、よりタイムリーに、伝達することが可能となっている。証券取引法に関する開示では、2001年6月から「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」(EDINET: Electronic Disclosure for investors' Network<sup>(4)</sup>)が、段階的に施行されている。商法の登記制度、パブリックセクター関連の情報開示についても、早期に、電子情報開示が行われることが望まれる。

[6] ディスクロージャー拡大の実務的動向

人間の健康に大きな影響を及ぼす環境ホルモンやダイオキシン等に関する

---

(4) 2000年5月の証取法の改正により、2001年6月1日から、継続開示書類をEDINETによる電子提出することが任意で選択可能となり、2004年6月1日から、原則として電子提出が義務化されている。

二十一世紀のグローバル経済社会における……（山田善紀・大塚晴之）

情報、食料品や薬剤の安全性を判断するために無農薬・有機栽培・遺伝子組換え・食品添加物・薬剤の副作用等に関する情報、電子商取引の信頼性・情報システムの信頼性に関する情報やインターネット取引の安全性に関する情報など、様々なディスクロージャーの充実が求められている。

企業内容開示制度における情報開示の充実・拡大、新たな情報開示の動向として、米国の財務報告特別委員会（the Special Committee on Financial Reporting）が公表した包括的ビジネスレポート・モデル（Comprehensive Model of Business Reporting）が挙げられる。<sup>(5)</sup>

### 第3節 ディスクロージャー拡大に伴う保証業務拡大の方向性

#### [1] 拡大する保証業務の内容と実務的動向

説明責任の遂行により公表される情報開示の拡大は、保証業務の拡大をもたらす。なぜなら、それぞれの経済主体の充実した主張（assertion）について、独立の第三者が何らかの証明（attestation）をする必要があるからである。すなわち、「自己証明は証明にあらず」というように、①高度の人格と専門的能力を持った独立の第三者が、②精神的独立性を保持し、③正当な注意をもって調査し、各経済主体の主張（assertion）を保証することが必要である。<sup>(6)</sup> アメリカ公認会計士協会（AICPA）の保証業務特別委員会（the Special Committee on Assurance Services）は、「保証業務特別委員会報告書」<sup>(7)</sup>（Report of the Special Committee on Assurance Services）で、将来の公認

---

(5) AICPA [1994], Special Committee on Financial Reporting, Improving Business Reporting-A Customer Focus,

(6) 実際、保証される情報の種類は、財務情報だけでなく非財務情報へと広がっている。例えば、建築では住宅の10年保証、食品では有機無農薬商品の保証業務等、様々な保証業務が確立されてきている。また、厚生労働省は、2002年度から、第三者機関が福祉施設のサービス内容について情報提供する制度を導入することとしている。

(7) American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1997], Report of the Special Committee on Assurance Services,

会計士の保証業務を探求している。この報告書では、保証業務を「情報の意思決定者のために情報の質あるいは情報の内容を向上させる独立の職業的専門家の業務」と定義し、新しい保証業務について、Risk Assessment (リスク評価)、Performance Measurement (業績測定)、Information System Reliability (情報システムの信頼性)、Electronic Commerce (電子商取引)、Health Care Performance Measurement (ヘルスケア業績測定)、Elder Care (高齢者介護) という6つを挙げている。

このような新しい保証業務において、開示情報の性質の変化に応じて、保証の質が変化していくことが予想される。なぜなら、拡大した情報すべてに、財務諸表監査と同じ水準の保証を行なうことは不可能であるし、より低い水準の保証でも、情報の利用者の期待に応えられる可能性があるからである。この点について、アメリカ公認会計士協会 (AICPA) の保証業務特別委員会 (the Special Committee on Assurance Services) の主査である R. K. Elliot は、保証の種類が信頼性から目的適合性へと変化・拡大していくと分析している<sup>(8)</sup>。すなわち、情報に応じて保証レベルを変化させることで、情報利用者に、より正確で公正な情報開示を提供することが可能となるのである。しかし、拡大されたディスクロージャーのすべてにおいて保証を行なうことは不可能であり、保証業務の種類が変化・拡大したとしても、保証される情報は、一般に公正妥当な作成基準に準拠して作成されており、測定可能性が確保されているものに限定されるだろう。さらに、情報の利用者が、保証水準について誤解のないように十分配慮する必要がある、意見表明の定型化が図られなければならないであろう。また、保証の伝達方法についても、従来の監査報告書のような紙媒体による伝達から、インターネット等を通じたデータベースにアクセスする電子情報開示に適合した伝達方法に変化していくこと

---

(8) Robert K. Elliot [1994.9] The Future of Audits, Journal of Accountancy,

二十一世紀のグローバル経済社会における……（山田善紀・大塚晴之）

が予想される。

### 第3章 ディスクロージャーにおける公認会計士のはたすべき役割

#### [1] 社会に対するアピール

公認会計士がはたすべき重要な役割は、ディスクロージャー全体の向上である。ディスクロージャー全体を向上させていくためには、まず、各経済主体がフェアで十分な情報開示の重要性を認識し、社会全体がフェアな開示を求めていく風土を確立することが必要である。そのために、公認会計士は、開示制度のプロフェッショナルとして、ディスクロージャー制度充実のためのリーダーとしての役割を担っており、フェアなディスクロージャーの重要性を積極的に社会にアピールする必要がある。<sup>(9)</sup> 具体的には、公認会計士は、マスコミ等を通し、国民は当然に説明を受ける権利があること、ディスクロージャーのメリット、現在ディスクロージャーが不十分であることのデメリット等を、国民にわかりやすく説明する必要がある。このような説明を通じて、ディスクロージャー制度の重要性と必要性に関する国民の認識を高め、新しいディスクロージャー制度の社会的認知を獲得し、社会的制度として実現していくことに貢献すべきである。例えば、国民が当然にパブリックセクター（国、地方公共団体、政府、第三セクター、特殊法人等）から説明を受ける権利を有していることを認識し、パブリックセクターに対して説明責任の遂行を強く求める風土がなければ、パブリックセクターのディスクロージャー制度の充実は困難である。また、株主、債権者、地域住民等のステークホルダーが、企業に対して財務的なものだけでなく環境的・法律的な説明責任を強く

---

(9) この点に関して、立命館大学の千代田教授は、「財務ディスクロージャー制度全体を向上させるためには、財務ディスクロージャー制度を形成している企業経営者、取締役会、公認会計士、公認会計士協会、規制機関、裁判所、マスコミ、大学教育と大学人等々がそれぞれの役割を拡充強化する。」というマルチディメンショナルアプローチを主張されている。

求める風土がなければ、環境会計等が社会に深く根付くことはできないのである。

証券取引法の第一条「この法律は、国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする。」が示すように、証券取引法は、究極的目標である「国民経済の適切な運営」を果たすために、有価証券の市場を規制し、「投資者の保護」を行い、証券市場における資本の最適配分の実現を目指していると考えられる。この究極的目標である「国民経済の適切な運営」を行うために、公認会計士は、ディスクロージャーの重要性を社会にアピールすることが重要である。

## [2] 証券取引法会計

現在のような激しい経済社会環境の変化の中で、各経済主体のアカウントビリティー（説明責任）の遂行を確保し、投資者の意思決定に有用な情報を開示するためには、既存のディスクロージャー制度を常に現状に適合するように拡充・改良・改定し続ける必要がある。会計基準設定主体が、財務省の諮問機関である企業会計審議会というパブリックセクターから、開示制度のプロである公認会計士を中心とする独立性、透明性の高い民間団体へ移行したのは、環境変化に迅速に対応するために大きな意義のあることである。

保証ニーズも、投資者の意思決定に有用な情報の変化に応じて、刻々と変化してきている。そのため、財務諸表の信頼性を確保し、投資者保護を実現するという財務諸表監査の社会的期待に応えるためには、企業のディスクロージャー制度の充実・改良・改定に応じて、監査も柔軟に変化させていく必要がある。なぜなら、電子情報開示、IT革命による会社の業務システムの急激な変化や、環境問題の深刻化といった社会環境の変化が、財務諸表監査のリスクを大きく変化させてきているためである。

このような社会環境の変化に柔軟に対応できれば、公認会計士監査の社会

二十一世紀のグローバル経済社会における……（山田善紀・大塚晴之）

的重要性を増加させる大きなチャンスとなり、社会的制度としての公認会計士監査の領域を大きくさせていくことにつながるが、財務諸表監査に固執し社会的期待に柔軟に対応できない場合には、社会的制度としての公認会計士監査の存続が危機的状況になる可能性も否定できない。

そのため、日本公認会計士協会は、財務諸表監査の質の変化に敏感に対応し、各種意見書や実務指針を公表することで公認会計士監査の充実を図るとともに、公認会計士ができる保証業務を積極的に開発し、投資者の期待に応えていく必要がある。

例えば、環境が企業の将来収益に大きな影響を及ぼすようになれば、公認会計士は、新しい会計基準設定主体を通して、証券取引法における開示情報の一つとして環境情報を提供するように改良すべきである。さらに、将来的には、有価証券報告書に環境情報を充実させ、なんらかの計量的数値に基づいた環境報告について、環境監査を実施していく必要がある。

どのような状況変化が起こったとしても、公認会計士は、監査の独立性と信頼性を維持し、効率的、効果的な監査を実施し、社会的な期待に応え、社会的責任を遂行していくことが必要である。

### 〔3〕 商法会計とコーポレートガバナンス

制度会計としての現行の商法会計は、企業集団化現象に十分対応しておらず、法的実態である個別企業を基本にしているため、個別計算書類の開示はあるが、企業集団の情報開示である連結計算書類の開示を求めておらず、株式会社等において企業の利害関係者に対するアカウンタビリティ（説明責任）が十分にはたされていない。これは、現行の商法会計が、もっぱら株式会社における権利及び義務と配当可能利益の計算開示を重視し、株主に対する説明を軽視してきたためであると考えられる。受託責任の解明及び株主、債権者、その他のステークホルダーの保護という商法会計の制度の趣旨から考えれば、当然に企業集団の情報として連結情報の開示と会社法の企業結合



法制の整備が必要である。株主への説明責任が軽視されてきた背景には、従来の日本の経済システムが間接金融を中心とするものであったことも影響していると考えられるが、企業の資金調達が直接金融にシフトしていている現状に対応するためには、株主への説明責任の遂行が重要である。すなわち、コーポレートガバナンスに対して、ディスクロージャーが重要な役割を果たすようになってくるのである。

また、個別財務諸表においても、法務省管轄である商法（計算書類規則）と財務省管轄である証券取引法（財務諸表等規則）の間で、細かい用語や形式が異なっているため、二種類の財務書類を作成することがもとめられる。配当規制という商法独自の論点はあるが、商法会計、証券取引法会計の制度趣旨を考えれば、現在のような二種類の財務書類を作成する必要はなく、公開会社であれば、証券取引法（財務諸表等規則）に基づき作成される財務諸表を、招集通知に添付することにより（ただし利益処分計算書は除く）開示の簡略化、効率化が計れるはずである。

以上のような改革を早期に実現するためには、商法の開示規則についても、証券取引法と同様に、公認会計士を中心とする独立性、透明性の高い民間団体が会計基準設定主体となることが求められる。さらに、公認会計士は、商法改正のメンバーの一員となり、日本企業の実態に合った戦略的な企業結合法制の構築に貢献すべきである。

#### [4] 税務会計

法人税法は、法人所得に課税することが目的であり、別段の定めにおいて、税法独自の理論、客観的測定可能性・公平性、税込確保、課税ベースの拡大、産業政策上の措置等により、確定した決算に基づく利益に加算及び減算し課税所得及び税額の計算を行っているが、企業の正確な損益計算を行う企業会計（ACCOUNTING）がベースになっていることは言うまでもない。このことは、法人税法が、別段の定めがあるものを除き、公正妥当な会計基準に基

二十一世紀のグローバル経済社会における……（山田善紀・大塚晴之）

づいて計算される（法人税法第22条第4項）ことをもとめていることからわかる。したがって、本来、会計のプロである公認会計士は、日本税理士協会に登録することなく、日本公認会計士協会に登録することで、当然に自由に税務及び税務会計（TAX ACCOUNTING）の指導ができると考えられるし、会計のプロとして税務会計（TAX ACCOUNTING）の設定にも積極的に貢献できることも大きい。

企業のコストに直接作用する税制の与える影響は非常に大きい。グローバル経済社会に通用する戦略的な税制を策定するために、ACCOUNTINGのプロである公認会計士は、日本公認会計士協会を通して提言を行ったり、戦略的税制策定のメンバーの一員となり、大いに貢献することが期待される。

#### [5] 公会計

国、地方公共団体等のパブリックセクターの状況を明らかにするために、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書について企業会計と同等レベルの公会計基準を設定し、活動実態についての財務的情報を、インターネットを通じて国民に公表する必要がある。

総務省の公益法人会計基準検討委員会の中間報告の原案では、独自の連結会計制度導入及び注記情報等の情報公開内容の充実により監視機能を強化するように、公益法人の会計基準の見直しを進めている。情報開示の充実の対象を公益法人に限らず、特殊法人、医療法人、学校法人、その他のあらゆるパブリックセクターとし、その説明責任の遂行を実現するために、公会計基準に基づくディスクロージャー制度の確立が必要であるといえる。<sup>(10)</sup> そのためには、公認会計士は、各関係省庁から独立した公会計基準設定主体の必要性

---

(10) 代表的な非営利法人は、公益法人、特殊法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人等がある。これらの非営利法人は、所轄官庁が異なるため、適用する会計基準が異なっており、開示のレベルも様々である。すべての非営利法人は、非営利法人の会計基準を統一した公会計基準に基づき、情報公開を行なう必要がある。

を社会にアピールし、公会計基準設定主体の早期実現に貢献すべきである。そして、公認会計士が、公会計基準設定主体の主要メンバーとして、一般に公正妥当な公会計の基準の作成に貢献するとともに、日本公認会計士協会が、一般に公正妥当な公会計の監査基準を作成する必要がある。

#### [6] 新たな情報開示と保証業務の確立

公認会計士は、環境変化に受け身になるだけでなく、将来を見通し新たな問題を予測して、具体的に問題が起こる前に新しいディスクロージャー制度を積極的に提案していくことが必要である。例えば、環境や社会への貢献といった観点で、企業のディスクロージャーが行われるためには、一般に公正妥当と認められるディスクロージャーの作成基準と保証基準が必要である。この場合に、公認会計士は、財務諸表監査を通じて長期にわたり蓄積してきた監査・開示のノウハウや経験を生かし、開示制度のプロとして、新たなディスクロージャー基準設定主体の一員となり、環境会計などの新たなディスクロージャー制度の構築に貢献できるのである。そして、これらの開示情報の信頼性を確保するために、環境監査や社会貢献に関する監査といった監査業務を確立し、新しい開示制度を社会的制度として定着させ、さらには、グローバルスタンダードとして世界に普及させていくために、公認会計士のはたすべき役割は大きいといえる。

### む す び に

二十一世紀のグローバル経済社会の発展を持続可能にするためには、消費

---

(11) 環境会計には、環境報告書のような外部報告目的と、環境問題への取り組みが企業のコスト削減を発見することで企業の利益につなげていく内部管理目的という2つの側面がある。また、環境問題が、将来収益に大きな影響を与えるようになれば、引当金のような勘定科目により財務諸表に計上されるか、注記情報として環境活動に関する情報が開示されることで、証券取引法における開示に組み込まれていく可能性もある。

二十一世紀のグローバル経済社会における……（山田善紀・大塚晴之）

者、投資者、パブリックセクター等の経済主体が、利益・環境・社会への貢献等の多元的情報に基づき、行動していくことが必要である。そのためには、開示主体を拡大させるとともに、情報開示を財務的、法律的、管理的、環境的、時期的等の観点で拡充させ、さらに、これらの情報の公正性と正確性を確保する第三者の証明（attestation）が行なわれる新しいディスクロージャー制度を構築することが必要である。

このような新しいディスクロージャー制度を構築するためには、社会全体がフェアで十分な情報開示を求めていく風土を確立させることが必要である。そのために、公認会計士が果たすべき重要な役割は、ディスクロージャーの重要性を社会にアピールすることである。その上で、証券取引法に基づく開示、商法に基づく開示、税務会計、公会計、新しい情報開示と保証業務等の充実・拡大に、大いに貢献していかなければならないのである。

公認会計士が果たすべき社会的使命は、ディスクロージャーの充実・拡大により、ますます重要になってきており、一人一人の公認会計士がたゆまぬ自己研鑽に励み、精進し続けていくことが大切である。

#### 参 考 文 献

- 大塚晴之 [1998.2.1] 「コーポレートガバナンスと企業金融」千倉書房  
千代田邦夫 [1994.12] 「アメリカ監査論マルチディメンショナル・アプローチ&リスク・アプローチ」  
American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1997], Report of the Special Committee on Assurance Services, Robert K. Elliot, [1994.9], The Future of Audits, Journal of Accountancy, Financial Accounting Standards board, [2000], Electronic Distribution Working Group Electronic Distribution of Business Reporting Information, Steering Committee Report  
International Herald Tribune Monday [1998.11.16], page 15  
川崎照行 [1998.7] 「財務報告の将来とパラダイム転換」『税計通信』  
石川恵子 [1999.7] 「監査のパラダイムシフト——財務諸表監査の将来像——」『産業経理』59(2)  
確永悟史 [1997] 「アカウントビリティとは」『企業会計』  
片田哲也 [1998.5] 「コーポレート・ガバナンスに占める公認会計士の役割」『JICPA

- ジャーナル』514
- 岸牧人 [1998.8] 「会計士保証業務の拡大とその方向性」『JICPA ジャーナル』517
- 新山雄三 [1992.8.25] 「監査制度の法的位置づけと比較法」『旬刊商事法務』1296
- 住田光生 [1998.9] 「『信』無くば立たず」『JICPA ジャーナル』518
- 内藤文雄 [1998.10] 「公認会計士の監査・保証業務の拡張に関する調査研究の動向」  
『JICPA ジャーナル』519
- 西山芳喜 [1995.8.25] 「資本市場の発達と企業会計・開示・監査」『旬刊商事法務』1398
- 森田章 [1993.8] 「監査制度の今後の方向」『民商法雑誌』108(4・5)
- 盛田良久・百合野正博 [1998.7] 「公認会計士監査に対する社会的期待と実証分析」  
『JICPA ジャーナル』516
- 座談会 [1994.7] 「商法・証取法の改正と監査——今後の監査役監査・公認会計士監査  
を考える」『企業会計』46(7)
- 中野勲・山地秀俊編著 [1998] 「21世紀の会計評価論」勁草書房
- 日本公認会計士協会編 [2000] 「企業経営のための環境会計」日経P B社  
環境庁「環境会計システムの構築に関するガイドライン (2000年版)」
- 川崎照行 編著 [2001] 「eディスクロージャー：電子情報開示の理論と実践」『企業会  
計6月別冊』